

質 問 回 答 書

2020年11月6日

「モンゴル国ポストコロナ時代の社会保障分野に関する新規支援検討に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式）」
（公示日：2020年10月21日／調達管理番号：20a00596）について、以下のとおり質問回答します。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p. 34 第4章 経費積算に係る留意事項 3. 定額で計上する経費 p. 36 第5章 契約管理及び契約金額の 確定（精算）に係る留意事項 3. 留意事項 【契約管理について】 (3) 費目間流用	旅費（航空賃）については、p. 34 には定額で400,000円（全業務従事者の全渡航分）を計上とあり、p. 36 では定額計上した「直接経費」のみを対象に費目間流用が可能とある。P. 36 の記載に沿い、契約管理ガイドラインで流用ができないとされている航空賃は、精算時に規定計上額を超えた場合は、費目間流用が可能という理解で正しいか。	航空賃は、Yクラス10万円で計上して、その範囲内で渡航できると考えているため、現時点では、流用の対象外という整理でお願いします。 実際の渡航に際して、航空賃が定額を超える場合は、その時の状況を踏まえて、流用ないしは、増額の契約変更等を検討します。
2	p. 34 第4章 経費積算に係る留意事項 2. 入札金額内訳	再委託費の扱いにつき、機構が認める場合に限ると記載されている。入札説明書内に特に再委託の可否について記載がなかったが、必要に応じて再委託を提案することは可能か。	本案件については、再委託を想定していませんが、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」I. 1. (2) に「企画競争説明書の内容と異なる内容の提案については、これを認めます。その場合、提案内容と併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。」とあるとおり、企画競争説明書と異なる提案を認めます。なお、企画競争説明書第1章11. (5) 2) にあるとおり、落札者の決定方法には「入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること」が設定されていますので、ご留意願います。
3	p. 6 10. 入札書 (1) (2)	P. 6 10. 入札書(1)には「入札価格の総価格の評価は業務実施に対する総価(円)(消費税込)を持って行う」とあり、(2)では「入札価格(消費税を除く。)は、千円単位とします。遷延未満の端数がある入札価格が提示された場合は、千	ご理解のとおりです。 消費税を除く入札価格自体は、千円未満切り捨てとさせていただきます。 一方、入札書には、消費税を含めた金額を記載ください。

	別添様式集 入札書	円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなします」とある。 しかし別添様式の入札書ひな形では、金額に消費税及び地方消費税を含んだ金額とすることと記載がある。 様式に従い、入札書には消費税を含めた金額を記載するので間違いはないか。 その場合は、入札価格は、入札書に記載する消費税を含んだ入札金額で間違いはないか。	
4	p. 18 (3) 高齢化対策支援①調査内容ウ「高齢者を支える法制度・サービスに関する認知度」の調査	本調査は、関連部局や介護施設への聞き取りを行い、アンケート調査を行わないと記載があるが、高齢者を含めた一般住民を対象とした聞き取り調査は行わないという理解でよろしいか。 また、関連部局や介護施設への聞き取りに関して、想定されている対象の規模（場所、人数など）はどれくらいか。	ご理解の通り、一般住民対象のアンケートは実施しません。聞き取り調査については、労働社会保障省関連部局は3件程度、国立高齢者開発センター（首都郊外、首都中心から車で2時間程度）と民間介護施設2件程度。オンラインを活用し、地方の介護施設も2件程度聞き取りを行うことを想定していますが、インターネット接続上、難しい場合は首都のみの聞き取りで問題ありません。
5	p. 19 (6) 日本の取組み・優良事例の収集と紹介②政府関係者向けのセミナー	セミナー開催のために必要な会場、飲食費などを含む必要経費は予算に計上することは可能か。可能であれば、費用の上限はどれくらいか。 また、政府関係者向けということで、想定されている対象の規模（場所、人数など）はどれくらいか。	計上可能です。飲食費については、経理処理ガイドラインの「セミナー等実施関連費」の説明も参照下さい。 費用上限は関連費用すべて込みで33万円を上限とし、対象は労働・社会保障省の関連部局で、20～30人程度を、また立地については、同省の職員が参加しやすい場所を想定しています。
6	p. 14 第2章 特記仕様書 1. 調査の背景・目的 (2) 社会保障セクターにおける我が国及び JICA 協力量針等と取り組み	「ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト」「社会保険実施能力強化プロジェクト」「モンゴル介護人材育成プロジェクト」の紹介があるが、事業完了報告書の共有は可能か。	「ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト」については、競争にかかる説明書等配布依頼書を提出した者に追って共有します。 「社会保険実施能力強化プロジェクト」については、現段階で公開可能資料となっておらず、不可となります。 「モンゴル介護人材育成プロジェクト」について、事業完了報告書は、非公開資料となっており、実施団体の了承が得られた場合のみ、受注者のみに共有します。